

26. 8. 13
沖縄防衛局

キャンプ瑞慶覧（西普天間住宅地区）の返還に関する実施計画等について

キャンプ瑞慶覧（西普天間住宅地区）の返還に関する実施計画等について、別添のとおり決定しました。

- 添付資料： 1. 駐留軍用地の返還に関する実施計画
2. 返還実施計画の案に係る意見に対する回答

(問い合わせ先)

沖縄防衛局 企画部 地方調整課
基地対策室長 松田 安広
098-921-8131（内線 215）

沖縄防衛局 管理部
返還対策課長 三沢 大輔
098-921-8131（内線 430）

駐留軍用地の返還に関する実施計画

返還が合意された施設及び区域の名称	FAC6044キャンプ瑞慶覧 (西普天間住宅地区)
返還に係る区域	別図のとおり
返還の予定面積	約510,000㎡
返還の予定時期	平成27年3月31日
返還に係る区域内に所在する駐留軍が使用している建物 その他土地に定着する物件	<p>1 概要</p> <p>(1) 建物：住宅149棟 (2) 土地に定着する物件：その他工作物一式</p> <p>2 除却をすることした場合に当該除却に要すると見込まれる期間 ※1</p> <p>約2年</p>
返還に係る区域において国が行う調査 (調査の事項) ■ 土壌の汚染の状況 ■ 水質の汚濁の状況 ■ 不発弾その他の火薬類の有無 ■ 廃棄物の有無	<p>1 調査を行う区域の範囲</p> <p>約510,000㎡</p> <p>2 調査の方法</p> <p>別紙のとおり</p> <p>3 調査に要すると見込まれる期間 ※2</p> <p>約2～3年</p> <p>4 調査の結果に基づいて国が講ずる措置の方針</p> <p>別紙のとおり</p>

※1 引渡しまでに要する期間については、上記表内の「除却をすることした場合に当該除却に要すると見込まれる期間」及び「調査に要すると見込まれる期間」を単に合算した期間とはならない。
また、これらの期間に大幅な変更があれば、別途通知する。

※2 「調査に要すると見込まれる期間」には、調査に要する期間だけでなく、調査の結果、確認された土壌の汚染等の処理期間も含んでいる。

2 調査の方法

当該返還に係る区域（以下「当該区域」という。）について、関係機関と調整の上、下記調査を実施する。

(1) 土壌の汚染の状況

土壌汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号）で定める方法により土壌汚染のおそれを把握、当該結果に基づき試料採取等を実施し、土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 2 条第 1 項に定める「特定有害物質」、ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）第 2 条第 1 項に定める「ダイオキシン類」並びに「鉱油類」について、土壌汚染対策法施行規則、ダイオキシン類による大気汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準（平成 11 年 12 月 27 日環境庁告示第 68 号）、油汚染対策ガイドライン（平成 18 年 3 月中央環境審議会土壌農薬部会、土壌汚染技術基準等専門委員会）で定める方法により試料を測定し、土壌の汚染の状況を調査する。

(2) 水質の汚濁の状況

水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）第 2 条第 2 項第 1 号に定める「有害物質」、ダイオキシン類対策特別措置法第 2 条第 1 項に定める「ダイオキシン類」並びに「鉱油類」について、当該区域の使用履歴調査、公共用水域の有無及び実施済みの水質検査について調査を行い、当該調査結果に基づき試料採取等を実施し、水質汚濁防止法施行規則第 9 条の 4 の規定に基づく環境大臣が定める測定方法（平成 8 年 9 月 19 日環境庁告示 55 号）、ダイオキシン類による大気汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準、油汚染対策ガイドラインで定める方法により試料を測定し、水質の汚濁の状況を調査する。

(3) 不発弾その他の火薬類の有無

不発弾等の弾種等を把握した上で、弾種等に応じた貫入深度予測調査を行い、磁気探査等の方法により不発弾等の有無を調査する。

(4) 廃棄物の有無

不発弾等調査に併せて地中レーダー探査等の方法により廃棄物の有無を調査する。

上記（1）から（4）までの調査を実施する際には、跡地利用に支障がないよう、関係者と調整することとする。

4 調査の結果に基づいて国が講ずる措置の方針

(1) 土壌の汚染

調査の結果、確認された土壌の汚染については、関係機関と調整の上、適切に処理する。

(2) 水質の汚濁

調査の結果、確認された水質の汚濁については、関係機関と調整の上、適切に処理する。

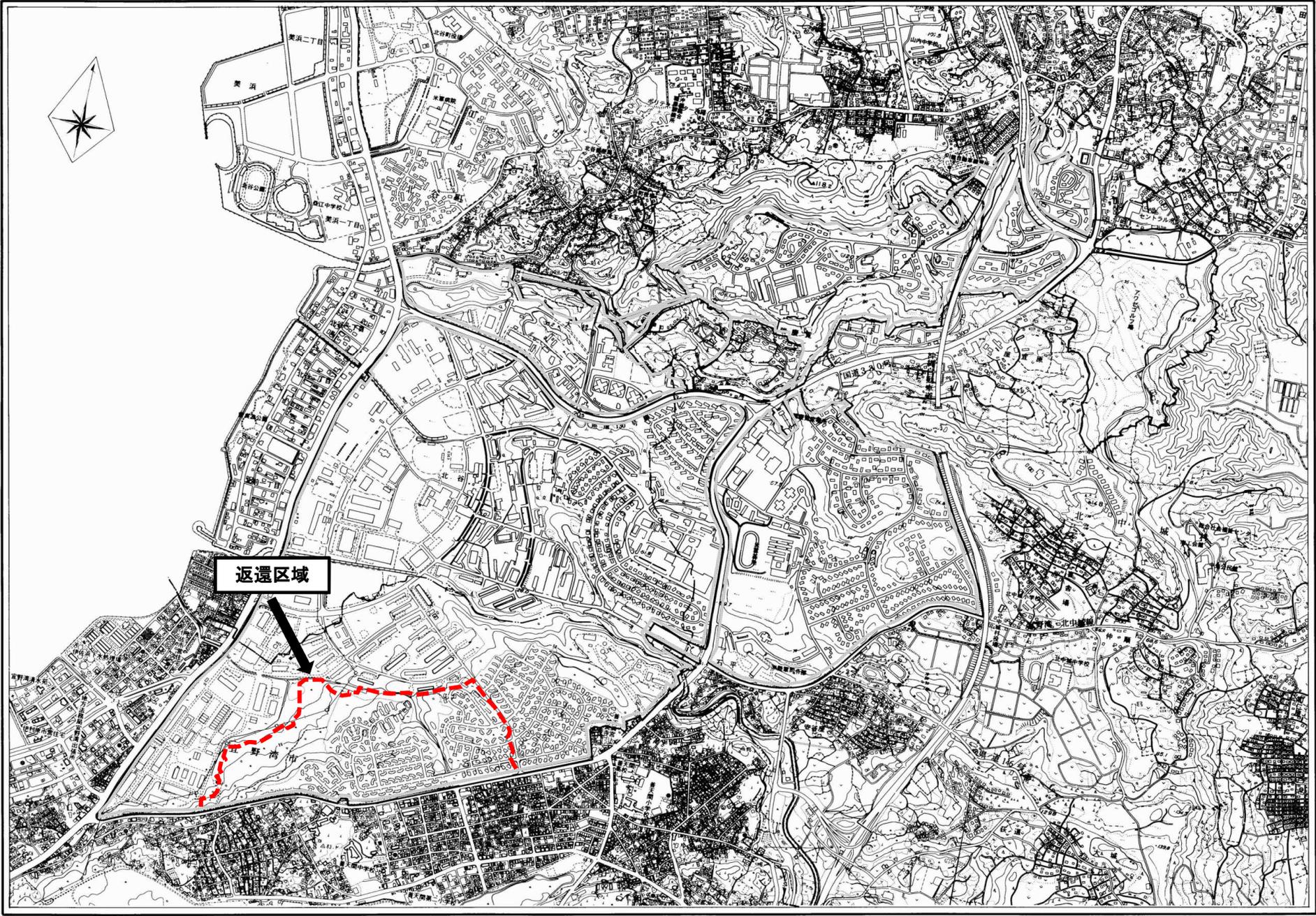
(3) 不発弾その他の火薬類

確認探査の結果、確認された不発弾等については、警察署への発見届出を行うなど不発弾等処理対策便覧（平成 16 年 3 月沖縄不発弾等対策協議会）に基づき適切に対応する。

(4) 廃棄物

調査の結果、確認された廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）等関係法令に基づき適切に処理する。

FAC6044キャンプ瑞慶覧の一部返還（西普天間住宅地区）



「返還実施計画の案」に対する宜野湾市の意見への回答

【宜野湾市意見】

●はじめに

跡地利用推進法では、「返還が合意された駐留軍用地の区域の全部について、返還後において当該土地を利用する上での支障の除去に関する措置を当該土地の所有者等に当該土地を引き渡す前に講ずる」と規定されていることから、西普天間住宅地区の跡地利用に支障がなく、地権者や市民に不安を与えないように同法の趣旨及び基本理念に則り実効性のある取り組みを徹底していただきたい。

(回 答)

西普天間住宅地区の支障除去措置については、協議会等の場を通じて、措置状況などについての説明や情報提供をするとともに、跡地利用特措法に基づき、適切に対応していく考えである。

●各種調査基準について

1. 各種調査実施にあたっては、日本の法律にとらわれることなく、国際的な基準に照らし合わせ、その基準に則していただきたい。(地主会)

(回 答)

各種調査の実施にあたっては、関係法令等（土壌汚染対策法など）に定める方法により、適切に対応していく考えである。

●工事作業に伴う周辺環境への配慮について

2. 工事機械及び作業に伴う騒音・振動防止対策を講じていただきたい。(市環境対策課)
※ 解体及び建設作業に係る重機等は環境省指定の低騒音型・低振動型建設機械を使用すること。

(回 答)

関係法令等（環境基本法、騒音規制法、振動規制法など）に定める方法により、関係機関（沖縄県、宜野湾市、市地主会など）と調整の上、適切に対応していく考えである。

●工事作業に伴う周辺環境への配慮について

3. 粉じん防止策やハブ対策を講じ、周辺住宅等への飛散等を最小限に留めていただきたい。特にアスベストについては、周辺住宅等への飛散防止を徹底していただきたい。(市環境対策課)

●アスベスト処理について

7. 第三調査機関を設置していただきたい。(土地所有者)

(回 答)

関係法令等（大気汚染防止法など）に定める方法により、関係機関（沖縄県、宜野湾市、市地主会など）と調整の上、適切に対応していく考えである。

●アスベスト処理について

4. 法令に基づき、適正に処理すること。また市民に対して説明等を行い不安や誤解を招かぬよう対応していただきたい。（市環境対策課）

(回 答)

関係法令等（大気汚染防止法など）に定める方法により、適正に処理する考えである。また、協議会等の場を通じて適切に情報提供していく考えである。

●アスベスト処理について

5. 飛散性、非飛散性を含めて性質が分かる科学的データを事前開示していただきたい。（土地所有者）
8. 汚染された解体資材はどの地域へ持っていき、どのような施設で処理されるのかを情報開示していただきたい。（土地所有者）
9. 処理施設やその施設周辺住民への説明していただきたい。（土地所有者）
10. 解体資材の解体直後の保管方法や保管場所の明記していただきたい。（土地所有者）

●「調査の結果に基づいて国が講ずる措置の方針」について

14. 調査の結果に基づいて国が講ずる措置の方針において「関係機関」の全ての名称開示と「適切に処理」するの「適切」にあたいする判断基準と「処理」方法の開示していただきたい。（土地所有者）

(回 答)

協議会等の場を通じて適切に情報提供していく考えである。

●アスベスト処理について

6. 使用場所や混入資材の名称を調査し、作業員が留意して作業を安全に行えるよう、将来、作業員の健康被害の原因を作らないための情報を事前開示するとともに、作業時の装備内容や作業機材の適正等も含めた確認ができるよう情報も事前に開示していただきたい。（土地所有者）

(回 答)

関係法令等（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、大気汚染防止法、労働安全衛生法など）に定める方法により、適正に処理する考えである。また、協議会等の場を通じて適切に情報提供していく考えである。

●**土壌汚染及び水質汚濁について**

11. 基地として土地を接収される前の当該地区は、湧水が豊かな田園地帯でした。今後の跡地利用計画に関わらず、更に一般的な方法で土壌や水質の汚染を除去するのではなく、農地の使用に耐えうるように汚染を浄化していただきたい。(地主会)

(回 答)

跡地利用特措法の趣旨を踏まえ、跡地を利用する上で支障とならないようにしていく考えである。

●**土壌汚染及び水質汚濁について**

12. 土壌汚染と水質汚濁については、単発的な測定調査ではなく、地域住民や地権者が安心を得られる長期的な調査を要請します。またそれに付帯して、上記に伴う健康被害の地域住民に対する調査を行う。健康被害が分かった場合の適切な処置法や生活面での指導法の確立とその提供をしていただきたい。

(回 答)

関係法令等（土壌汚染対策法など）に基づき適切に調査する考えである。

●**土壌汚染及び水質汚濁について**

13. 土壌汚染及び水質汚濁が存在した場合には、上記の事項（4、6、7、8、9、10）と同様の対応をしていただきたい。

(回 答)

関係法令等（土壌汚染対策法、水質汚濁防止法など）に定める方法により、適正に処理する考えである。また、協議会等の場を通じて適切に情報提供していく考えである。

●**文化財について**

15. 文化財がある地域内で不発弾が見つかり、万一、現地で処理する必要が生じた場合、文化財の保護との兼ね合いがどうなるのか不安であるため、文化課と調整していただくとともに地権者や地元にも情報を提供していただきたい。(地主会)

(回 答)

現地で処理する必要が生じた場合は、関係機関（沖縄県、宜野湾市、市地主会など）と調整するとともに、協議会等の場を通じて適切に情報提供していく考えである。

●**文化財について**

16. 返還に係る区域において、文化財保護法に規定する「文化財」の所在する土地で、実施計画に基づき掘削等を伴う調査を実施する際には事前に文化財の取扱いについて協議していただきたい。(市文化課)

17. 協議により本発掘調査（記録保存調査）が必要となった場合には、必要とされる経費負担をお願いしたい。

(回 答)

文化財保護法等に基づき、適切に対応していく考えである。

●情報開示について

18. 各種調査結果については、地権者及び市民や県民に速やかに情報を開示していただきたい。(地主会)
19. 作業中のデータの検出とそのデータを随時開示していただきたい。(土地所有者)
20. 除去方法の検討となぜその方法を選択したかの理由の事前開示をしていただきたい。(土地所有者)
21. 土壌・水質の汚染状況並びに廃棄物の有無については、調査結果及び処置の内容等詳細な説明をいただきたい。(市環境対策課)

(回 答)

支障除去措置の実施に当たっては、関係機関（沖縄県、宜野湾市、市地主会など）と調整するとともに、協議会等の場を通じて適切に情報提供していく考えである。

●支障除去措置後の汚染物質について

22. 当該区域の土地引渡し後に汚染物質が発見された場合にも、国の責任において適切に処理するとともに上記の関係する項目について実施していただきたい。

(回 答)

跡地利用特措法に基づき、土地を引渡す前に適切に支障除去措置を実施する考えである。仮に土地の引渡し後に支障除去措置の不備に起因する汚染物質が確認された場合は、国の責任において適切に対応していく考えである。

●その他

23. 沖縄県より平成26年2月5日（企企第1721-3号）に提出された意見書についても誠実に対応していただきたい。

(回 答)

適切に対応していく考えである。

「返還実施計画の案」に対する沖縄県の意見への回答

【沖縄県意見】

●返還実施計画について

1. キャンプ瑞慶覧（西普天間住宅地区）の返還実施計画については、地元の意向を十分に踏まえていただき、跡地利用推進法に基づき、当該区域の全部について、駐留軍の行為に起因するものに限らず、土壤汚染・不発弾の除去等の支障除去措置を徹底して講じていただきたい。

(回 答)

関係法令等（建設工事に係わる資材の再資源化等に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、大気汚染防止法、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法、土壤汚染対策法など）に定める方法により、関係機関（沖縄県、宜野湾市、市地主会など）と調整の上、適切に対応していく考えである。

●返還実施計画について

2. 返還実施計画に記載された調査項目だけでなく、県民の安全安心の観点から幅広く調査を実施していただきたい。

(回 答)

関係法令等（沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法など）に定める方法により、関係機関（沖縄県、宜野湾市、市地主会など）と調整の上、適切に対応していく考えである。

●関係機関との調整について

3. 「調査を実施する際には、跡地利用に支障がないよう、関係者と調整することとする。」としていることから、具体的な調査計画（調査時期、調査範囲、調査頻度等）（案）を作成し、関係機関と調整していただきたい。

(回 答)

関係法令等（土壤汚染対策法など）に定める方法により、関係機関（沖縄県、宜野湾市、市地主会など）と調整の上、適切に対応していく考えである。

●関係機関との調整について

4. また、当該調査計画が駐留軍用地の跡地利用に伴う環境への影響を評価できる内容となっているかを判断する必要があることから、駐留軍用地の土地の使用履歴に関する情報を十分に収集していただくとともに、県又は宜野湾市が返還前から立入りを求めた場合には速やかに応じていただきたい。

(回 答)

可能な限り情報収集するとともに、立入りの要望については、関係法令等（沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法など）に基づき適切に対応する考えである。

●関係機関との調整について

5. 調査及び支障の除去に関する措置を講ずるあたり、その計画及び結果（土地の使用履歴に関する情報含む）については、速やかに関係機関及び「キャンプ瑞慶覧（西普天間住宅地区）の跡地利用に関する協議会」にて情報提供及び協議していただくとともに、県民へも情報提供していただきたい。

(回 答)

支障除去措置の実施に当たっては、関係機関（沖縄県、宜野湾市、市地主会など）と調整するとともに、協議会等の場を通じて適切に情報提供していく考えである。また、県民への情報提供に当たっては、協議会等で関係機関（沖縄県、宜野湾市、市地主会など）と協議した上で、適切に情報提供していく考えである。

●調査の協力について

6. 当該区域は、引渡し後に宜野湾市による土地区画整理事業の実施が想定され、その実施にあたっては、沖縄県環境影響評価条例に基づく環境影響評価の手続きが必要となる。
同評価の手続きは、区域の概況を把握するにあたり、これまでの土地の使用履歴や支障除去に関する措置の内容等について、調査することが考えられるため、これらの情報を宜野湾市に対して適宜提供するとともに、宜野湾市が実施する環境影響評価が円滑に行われるよう協議及び協力していただきたい。

(回 答)

適宜に情報提供に努め、可能な限り協力していく考えである。

●文化財等について

7. 当該区域は、一部地域を除き文化財の未調査区域となっているため、埋蔵文化財、天然記念物等の現状把握がなされていない。
当該区域において返還実施計画に基づく調査の実施及び支障の除去に関する措置を講ずるに伴い土地の改変等を行う場合は、事前に宜野湾市教育委員会との調整が必要になることに留意していただきたい。

(回 答)

関係法令等（文化財保護法など）に定める方法により、関係機関（沖縄県、宜野湾市、市地主会など）と調整の上、適切に対応していく考えである。

●土地に定着する物件を除却する場合について

8. 建物については、アスベスト調査を実施し、アスベストが含まれることが確認された場合は、関係法律に基づき適正に処理していただきたい。また、PCBが使用されたトランスやコンデンサ等の機器等についても同様に対応していただきたい。

(回 答)

関係法令等（建設工事に係わる資材の再資源化等に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、大気汚染防止法、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法など）に定める方法により、関係機関（沖縄県、宜野湾市、市地主会など）と調整の上、適切に対応していく考えである。

●自然環境について

9. 当該区域には、緑地や湧水等が存在するため、返還実施計画に基づく調査の実施及び支障の除去に関する措置を講ずる場合や作業用道路等を作る場合には、土地の改変を実施する箇所と現状のまま引渡す箇所について、明らかにした上で、関係機関と調整していただきたい。
10. 当該区域は、植生調査において自然度が高い植生自然度9の植生が一部混在している。このため、返還実施計画に基づく調査の実施及び支障の除去に関する措置を講ずる場合にあって支障となる植物を除去する場合には、植物種の確認調査を実施し、調査結果について関係機関と調整の上、必要に応じて移植等の保全措置を講じていただきたい。

●土壌汚染の状況について

12. 土壌の油汚染については、現在のところ公的基準がなく、これまでの事例ではガイドラインに沿って測定される臭気及び油分の結果に基づき関係者間で処理基準を定められてきたところである。当該区域において処理する場合、どのような基準設定を行うのか明示していただきたい。

●廃棄物の有無について

15. 廃棄物の調査については、「地中レーダー探査等により廃棄物の有無を調査する」としているが、同探査の深度や精度、確認できる廃棄物の種類等について予め関係機関と調整を行っていただきたい。また、土地の使用履歴や土地の区画形質の改変状況の情報収集、米軍及び関係者への聞き取り調査についても実施していただきたい。

(回 答)

関係機関（沖縄県、宜野湾市、市地主会など）と調整の上、適切に対応する考えである。

●土壌汚染の状況について

11. 土壌汚染の状況を推定するにあたり、調査対象地における「土壌汚染が存在するおそれがない又は少ない」と認められる客観的な理由が見つからなかった土地については、「土壌汚染が存在するおそれがある」と推定して土壌汚染状況調査を実施していただきたい。

(回 答)

土壤汚染対策法等の趣旨を踏まえ、使用履歴の調査結果から適切に判断していく考えである。

●水質汚濁の状況について

14. 地下水及び河川等の水質汚濁の調査については、県及び宜野湾市と事前に調整していただきたい。また、基地周辺公共用水域及び地下水汚染の実態調査の必要性を判断するためのボーリングデータ等の地質データを県及び宜野湾市に提供していただきたい。

(回 答)

関係機関（沖縄県、宜野湾市、市地主会など）と調整の上、適切に対応する考えである。

●土壤汚染の状況について

13. 普天間飛行場内には、建物周辺地下に埋設燃料タンクが残されている箇所があり、過去には、老朽化した埋設燃料タンク（1959年設置）からディーゼル油の残油が漏出した事例もあることから、当該区域においても埋設燃料タンクの有無について調査していただきたい。

●戦没者の遺骨が発見された場合

17. 当該区域は、沖縄戦の激戦区であったといわれている嘉数高台から近いことから、各種調査等の調査を行う際に、戦没者と推定される遺骨が発見された場合は、戦没者遺骨収集センターまたは、県福祉保健部福祉・援護課へ連絡する等、協力していただきたい。

(回 答)

適切に対応する考えである。

●「調査の結果に基づいて国が講ずる措置の方針」について

16. 土壤汚染や水質の汚濁等が確認された場合には、関係機関と調整の上、適切に処理するとしているが、調整にあたっては、汚染等の状況や原因などの情報を速やかに提供していただくとともに、関係機関が現場を確認できるようにしていただきたい。

(回 答)

速やかな情報提供に努め、適切に対応する考えである。